

「6-1. 電波妨害抑制装置(UN-R10 関係)」

- 適用範囲
自動車(大型特殊自動車、小型特殊自動車を除く。)に備える電気装置に適用します。
- 改正概要
 - 電気自動車等の充電システムに関するエミッション試験手法の追加
電気自動車等の充電システムについて、ESA(車載用電気電子部品)から発生する電源ラインにおける高周波放射、電圧変化、電圧変動等のエミッションに関する試験手法の規定を追加します。
 - 電気自動車等の充電システムに関するイミュニティ試験手法の追加
電気自動車等の充電システムについて、電源ラインに沿って伝導するサージやバースト等に対する ESA のイミュニティに関する試験手法の規定を追加します。
- 改正時期
平成 26 年 10 月(予定)
- 適用時期
平成 29 年 10 月(予定)以降に製作される自動車